

医師の働き方改革への対応について

令和6年4月から開始される医師に対する時間外労働の上限規制に向け、医療機関からの申請を受け、特例水準対象医療機関として指定する。

○ 特例水準申請医療機関数の見込み **25 機関** (R5.6月現在)

希望水準	医療機関数	主な医療機関の属性
B水準	25 医療機関	三次救急医療機関、二次救急医療機関 等
連携B水準	6 医療機関	三次救急医療機関、大学附属病院 等
C-1水準	7 医療機関	臨床研修病院、専門研修病院
C-2水準	1 医療機関	特定の高度技能の習得

※1 医療機関で複数水準の指定希望あり

○ 令和5年度 指定等スケジュール (予定)

R5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特例水準 指定手続き			●申請受付 開始	→申請締切①					→申請締切②		●水準指定	●結果通知 ●県HP等で公表
各協議会	●地域医療対 策協議会 (事前説明)			●地域医療構 想推進会議 (事前説明) ●地域医療構 想調整会議 [10圏域] (事前説明)	●地域医療対 策協議会 (状況報告)	●医療審議会 (状況報告)			●地域医療構 想調整会議 [10圏域] (意見聴取)	●地域医療対 策協議会 (意見聴取)	●医療審議会 (意見聴取)	

令和5年度 地域医療構想調整会議における検討予定事項

医師の働き方改革への対応について

(参考) 二次医療圏ごとの特例水準申請医療機関数の見込み (R5.6月現在)

二次医療圏	医療機関数
南部	3
南西部	2
東部	2
さいたま	7
県央	2
川越比企	2
西部	3
利根	2
北部	2
秩父	0